

日本馬術連盟指導者(準コーチ)規程

(目的)

第1条 本規程は、本連盟の個人普通会員が馬術指導者として安全な指導を実施するため、或いは財団法人日本体育協会公認馬術指導者資格を取得するための基礎養成を行い指導員の認定を行うことを目的とする。

(資格委員会)

第2条 本連盟は、資格委員会を設置し、指導者養成を行うため本規程を制定し、規程の改廃及び講習会の開催を主催或いは指導する。

(準コーチ)

第3条 本規程により開催される指導者養成の講習会で養成し認定する指導者資格を準コーチと称す。

(準コーチ養成講習会)

第4条 別に定める準コーチ養成講習会開催内規により実施される講習会を本連盟が認定する準コーチ養成講習会と称す。(以下、準コーチ講習会という)

(登録)

第5条 準コーチ講習会を受講し検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね1ヶ月以内に申請の手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(有効期間)

第6条 資格の有効期間は、新規登録日から4年経過後の当該年度末とし、以後、4年毎に更新手続きにより資格が有効となるものとする。

(更新)

第7条 資格の有効期間内に1回以上準コーチ講習会を受講し検定試験に合格しなければならない。

(更新手続き)

第8条 資格取得者で更新講習会の検定試験に合格した者は、有効期間が満了となる年度に登録の更新申請の手続きを行うものとする。

(資格の消失)

第9条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を消失する。

- ①本連盟の会員でなくなったとき。
- ②有効期間内に準コーチ講習会を受講の上、更新手続きを行わなかったとき。
- ③本人より資格の取り消しの申し出があったとき。

(登録手続き)

第10条 登録手続きは、別に定める様式により合格通知或いは受講証の写しと規定の登録料を添えて本連盟事務局に申請手続きを行うものとする。

(登録料)

第11条 登録料は、4年間15,000円とする。

(資格取得の条件)

第12条 20歳以上の本連盟個人普通会員で、騎乗者資格B級取得者とする。

(資格の復活)

第13条 資格を消失した者については、改めて準コーチ講習会を受講し、検定試験を受験し合格することにより消失した資格を復活することができる。

(復活手続き)

第14条 復活の手続きは、別に定める様式により合格通知の写しと所定の登録料を添えて本連盟に申請手続きを行うものとする。なお、有効期間は、復活の登録手続きを行った日を起点とし、手続きの期限は本規程第5条を適用する。

(講習会受講の免除)

第15条 原則として講習会の受講の免除はしないものとする。なお、講師を務めた者については、担当する講義を受講したものとして扱い、担当外の講義は他の受講者同様に受講しなければならない。

(財団法人日本体育協会公認馬術指導者資格)

第16条 財団法人日本体育協会が公認する馬術指導者資格を取得しようとする者は、本規程に定める準コーチ資格を有していなければならない。

(資格付与基準)

第17条 準コーチの資格付与基準は、別に定める。

附則 この規程は、平成17年4月1日より施行し適用する。
この規程の適用により平成16年度をもって特別準コーチは廃止とする。なお、現有資格としての特別準コーチは永久資格とする。

附則 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

別表1

登録料

準コーチ	15,000円 / 4年
------	--------------

復活にかかる費用

準コーチ登録料	15,000円 / 4年
---------	--------------